

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和4年6月28日 12時40分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市来間島北方沖 来間三等三角点から真方位350° 895m付近 (概位 北緯24° 44.0′ 東経125° 15.0′)
事故の概要	水上オートバイ 凌花丸は、遊走中、同乗者が海面に落下して負傷した。
事故調査の経過	令和4年8月4日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 凌花丸、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	253-33014 京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊 同乗者A
負傷者	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、前部座席に腰を掛け、後部座席の最後尾に同乗者A及びその前に同乗者Bを乗せて約40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で遊走中、波高約0.5mの波を乗り越えて船体が動揺した際、同乗者Aが本船後方に落下し、海面に背中を打ち付けて肋骨骨折を負った。</p> <p>同乗者Aは、発進前に片方の手で同乗者Bのライフジャケットに、もう片方の手で座席後方のグリップハンドルにつかまっていたものの、船体が動揺した際、手が離れて本船後方の海面に落下した。</p> <p>船長及び同乗者2人は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、来間島北方沖を遊走中、船長が約40km/hの速力で波高約0.5mの波を乗り越え、船体が動揺したことから、同乗者Aが、前に座っていた同乗者Bのライフジャケット及び座席後方のグリップハンドルから手が離れて本船後方に落下し、海面に背中を打ちつけて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が来間島北方沖を遊走中、船長が約40km/hの速力で波高約0.5mの波を乗り越え、船体が動揺したため、同乗者Aが、前に座っていた同乗者Bのライフジャケット及び座席後方のグリップハンドルから手が離れて本船後方に落下し、海面に背中を打ちつけたことにより発生したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 水上オートバイの船長は、同乗者を乗せた状態で波を乗り越える際には、船体が動揺して同乗者が後方の海面に落下して負傷することのないよう、十分に減速すること。</li></ul>
--------------	--